

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 改正の内容

（第1条）政令改正に伴う介護補償の額の改定

<改定前> <改定後>

介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	177,950 円	186,050 円
	随時介護を受けている場合	88,980 円	92,980 円

（第2条）市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等の改正

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例によることとすることで、政令改正の都度条例改正を行う必要がなくなるため業務軽減につながる。

※条例改正案については裏面を参照

3 施行時期

令和8年4月1日

※第1条の規定は、公布の日から施行する。

4 経過措置

第1条の規定による改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

令和7年8月1日から第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（改正案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（通知）

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、教育委員会は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

（報告、出頭等）

第4条 教育委員会は、補償の実施のために必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。

（教育委員会への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八戸市公民館条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

地区公民館では部屋の貸出しを行っており、年間約25,000件利用されている（令和6年度実績）。

そのうち約8割（約19,000件）は、部屋の使用料が減免となる団体が利用していることから、減免要件の一部について減免申請書の提出を省略できる規定を追加し、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るものである。

※一部改正により、約16,000件の減免申請書の提出が省略される見込み。

2. 改正の主な内容

次の減免要件のうち、アからウまでに掲げる理由により減免を受けようとする者については、減免申請書の提出を省略する。

	減免要件(第14条第2号)	主な減免団体	減免申請書省略
ア	公民館の事業に属する社会教育関係団体であって、教育委員会が特に必要と認めるものが使用するとき	町内会関係団体 老人クラブ 子ども会 郷土芸能団体等	○
イ	アに該当する場合を除き、公民館の事業に属する社会教育関係団体が使用するとき	公民館自主クラブ スポーツ団体 文化芸術団体 父母と教師の会等	○
ウ	国又は地方公共団体が使用するとき	国、都道府県、 市区町村等	○
エ	その他教育委員会が特に必要があると認めるとき	ア～ウ以外 ※私立学校、社会福祉団体等	×

3. 施行期日

令和8年2月1日